

第 30 回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年12月9日(火) 午後2時00分～2時30分
2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
3. 出席委員 10人
 - 1番 金子 節夫
 - 2番 島田 信成
 - 3番 中野 文子
 - 4番 高田 洋子
 - 5番 齊藤 澄博
 - 6番 横山 宏
 - 7番 松島 章倫
 - 8番 横山 正行
 - 9番 中村 政五郎
 - 10番 小林 修
4. 事務局 事務局長 金井 孝浩 課長補佐 國府田 諭 主任 小谷 高平
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 議案
 - 第84号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について(所有権)
 - 第3 報告
 - 第34号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
6. 会議の概要

会長（横山）	<p>それでは只今から、第30回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告を願います。</p>
事務局長（金井）	<p>只今の出席委員数は、10名で御座います。</p>
会長（横山）	<p>事務局の報告の通り、本日出席の委員は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席をしておりますので、第30回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言します。</p> <p><会長挨拶></p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名については、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号4番高田洋子委員、議席番号5番齋藤澄博委員を指名いたしますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>議事日程第2、議案第84号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について（所有権）を議題と致します。1番について、事務局より説明を願います。</p>
事務局（國府田）	<p>議案書2ページをご覧ください。議案第84号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、所有権です。</p> <p>次のとおり農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。令和7年12月9日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>番号1番、「売買」です。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由ですが、譲受人は「優良農地を確保し、経営規模を拡大したい」譲渡人は「高齢であり、後継者もいないので、農地を処分したい」とのことです。その他の状況につきましては議案書記載のとおりです。備考欄につきましては、譲受人の経営面積です。資料につきましては、1ページから3ページを参照してください。なお、申請地につきましては12月4日、2班の皆さんと現地確認を行いました。申請地は農地として適切に管理されている状態でした。以上です。</p>
会長（横山）	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>

<p>会長（横山）</p>	<p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員よって、本件は原案のとおり可決し、許可することを決定いたしました。</p> <p>2番について事務局より、説明を願います。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>番号2番、「売買」です。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由ですが、譲受人は「優良農地を確保し、経営規模を拡大したい」譲渡人は「高齢で後継者もいないので、農地を処分したい」とのことです。その他の状況につきましては議案書記載のとおりです。備考欄につきましては、譲受人の経営面積です。資料につきましては、4ページから7ページを参照してください。なお、申請地につきましては12月4日、2班の皆さんと現地確認を行いました。申請地は農地として適切に管理されている状態でした。以上です。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員よって、本件は原案のとおり可決し、許可することを決定いたしました。</p> <p>3番について事務局より、説明を願います。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>番号3番、「売買」です。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由ですが、譲受人は「優良農地を確保し、経営規模を拡大したい」譲渡人は「高齢であり、後継者もいないので、農地を処分したい」とのことです。その他の状況につきましては議案書記載のとおりです。備考欄につきましては、譲受人の経営面積です。資料につきましては、8ページから10ページを参照してください。なお、申請地につきましては12月4日、2班の皆さんと現地確認を行いました。申請地は農地として適切に管理されている状態でした。以上です。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p>

<p>会長（横山）</p>	<p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員よって、本件は原案のとおり可決し、許可することを決定いたしました。</p> <p>4番について事務局より、説明を願います。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>番号4番、「売買」です。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由ですが、譲受人は「優良農地を確保し、規模拡大のため」譲渡人は「高齢であり、後継者もいないので、規模縮小のため」とのことです。その他の状況につきましては議案書記載のとおりです。備考欄につきましては、譲受人の経営面積です。資料につきましては、11ページから13ページを参照してください。なお、申請地につきましては12月4日、2班の皆さんと現地確認を行いました。申請地は農地として適切に管理されている状態でした。以上です。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員よって、本件は原案のとおり可決し、許可することを決定いたしました。</p> <p>5番について事務局より、説明を願います。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>番号5番、「売買」です。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由ですが、譲受人は「申請地を取得し、経営規模を拡大したい」譲渡人は「管理できないため処分したい」とのことです。その他の状況につきましては議案書記載のとおりです。備考欄につきましては、譲受人の経営面積です。資料につきましては、14ページから20ページを参照してください。なお、申請地につきましては12月4日、2班の皆さんと現地確認を行いました。申請地は農地として適切に管理されている状態でした。以上です。</p>

<p>会長（横山）</p>	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員よって、本件は原案のとおり可決し、許可することを決定いたしました。</p> <p>議事日程第3、報告第34号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてを議題とします。事務局より、一括して報告をお願いします。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>議案書5ページをご覧ください。報告第34号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について。次のとおり農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出があったので、報告します。令和7年12月9日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。転用目的は、「一般住宅用地（使用貸借）」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては、21ページを参照してください。</p> <p>番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。転用目的は、「倉庫用地（賃貸借）（追認届出）」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては、21ページを参照してください。</p> <p>番号3番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。転用目的は、「事務所兼住宅用地（売買）」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては、21ページを参照してください。</p> <p>番号4番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。転用目的は、「一般住宅用地（売買）」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては、21ページを参照してください。</p> <p>番号5番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。転用目的は、「一般住宅用地（売買）」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては</p>

会長（横山）	<p>は議案書記載のとおりです。資料につきましては、21 ページを参照してください。</p> <p>番号6番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。転用目的は、「土地分譲用地（売買）」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては、21 ページを参照してください。</p> <p>以上、報告といたします。</p> <p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第30回邑楽町農業委員会総会を閉会します。</p> <p>上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。</p> <p>令和7年12月9日</p> <p>邑楽町農業委員会 会長 <u>横山 正行</u></p> <p>委員 <u>高田 洋子</u></p> <p>委員 <u>齊藤 澄博</u></p>
--------	--